第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項において同じ。）に属する緊急時制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）」を加え、同項第十四号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第十五号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、「おそれがある設備」の下に「（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。）」を加え、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十八号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「設備には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置する」を「設備については、次に掲げる措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

イ　周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ　イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第十七条第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　特定重大事故等対処施設（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情により特定重大事故等対処施設を設ける必要がないと認める場合は、この限りでない。

第十七条第三項中「の各号」を削り、「同項第十七号から第二十号まで及び同項第二十三号から第二十八号まで」を「同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号まで」に、「同項第二十七号」を「同項第二十八号」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（発電用原子炉主任技術者の選任等）

**第十七条の二**　法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。ただし、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉については兼任することを妨げない。

2　法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一　発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

二　発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三　発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四　発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

3　法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

第十八条第一項中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等」を「発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、第四号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「前号で定めるもの」を「実施計画で定められたもの」に改め、「除く。）」の下に「又は常設重大事故等対処設備に属する機器等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）」を加え、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第九条若しくは第九条の二に定める基準」を「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十七条若しくは第十八条に定める基準」に改め、「適合していないと認められたとき」の下に「、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき」を加え、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第五号中「により原子炉施設」を「により発電用原子炉施設」に、「並びに原子炉施設のうち」を「並びに」に改め、「ものを除く。）」の下に「又は前号の常設重大事故等対処設備に属する機器等」を加え、同条第六号、第七号、第十二号、第十三号及び第十四号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第十六号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第十七号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十九条第一項中「原子炉施設の使用」を「発電用原子炉施設の使用」に、「原子炉施設の工事」を「発電用原子炉施設の工事」に、「原子炉施設であって」を「発電用原子炉施設であって」に改め、同項第二号、第三号及び第六号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十条第一項の表第一号から第三号まで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第二項第一号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、同項第二号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十一条第一項第二号カ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第二項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十五条第一項第二号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第二号から第四号まで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十六条の見出し中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第一項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第三号から第五号まで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六　非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの

七　非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの

第二十八条第二項第二号及び同号ロ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十九条第一項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第三十条中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第二項中「原子炉施設の構造」を「発電用原子炉施設の構造」に、「当該原子炉施設」を「当該発電用原子炉施設」に改める。

第三十四条第一項中「原子炉施設の使用」を「発電用原子炉施設の使用」に、「原子炉施設の性能」を「発電用原子炉施設の性能」に改め、同項第二号及び第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第三十五条第一項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第三十六条第一項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第四号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第四十条第一項中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第四十三条第一項中「加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設及び使用施設等（以下「原子力施設」という。）」を「原子力施設（精錬施設を除く。）」に、「行政事務（以下「保安行政事務」という。）」を「行政事務」に、「事務（以下「保安事務」という。）」を「事務」に改め、同項第五項中「電気工作物検査員（）」を「旧電気工作物検査員（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令第三条の規定による廃止前の）」に、「第三条に規定する者」を「第二条に規定する電気工作物検査員」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十一条中東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第十六号の改正規定　平成二十五年十二月二十九日

二　第二十一条中東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第十五号の改正規定　平成二十六年三月三十日